

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 8 月 27 日

水 曜 日

第5417号

目

次

告 示

- 鳥獣の保護に支障がないと認められる行為の指定についての一部改正 1
- 道路の区域変更

公 告

- 落札者等の公示 2
- 土地改良区の役員の就退任 3
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 4

告

示

富山県告示第341号

鳥獣の保護に支障がないと認められる行為の指定についての一部改正
について

鳥獣の保護に支障がないと認められる行為の指定について（平成15年富山県告示
第 542号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

令和 7 年 8 月 27 日

富山県知事 新 田 八 朗

第 4 項中「第 2 条」を「第 3 条」に改める。

（自然保護課）

富山県告示第342号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条
第 1 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 8 月 27 日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年8月27日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山港線	富山市蓮町一丁目7番2 から	変更前		最大 27.8 最小 27.0	28.7	富山土木 センター
	富山市蓮町一丁目7番2 まで	変更後		最大 37.1 最小 27.0	28.7	
県道 城端嫁兼線	南砺市立野原東1521番か ら	変更前		最大 26.5 最小 14.0	115.8	砺波土木 センター
	南砺市立野原東1521番ま で	変更後		最大 23.2 最小 14.0	115.8	

~~~~~  
公 告  
~~~~~

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和7年8月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

インフュージョンポンプ355式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番 78 号

3 落札者を決定した日

令和 7 年 7 月 28 日

4 落札者の氏名及び住所

NX・TC リース&ファイナンス株式会社富山営業所 富山市黒崎 141 番地 1

5 落札金額

152,436,240 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第 6 条の公告を行った日

令和 7 年 7 月 14 日

土地改良区の役員の退任

上野用水土地改良区の役員であった次の者が令和 6 年 2 月 18 日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 19 項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 27 日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名 氏 名

住 所

理 事 齋 木 晃

富山市才覚地 177 番地

土地改良区の役員の就任

上野用水土地改良区の役員に次の者が令和 6 年 3 月 17 日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 19 項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 27 日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名 氏 名

住 所

理 事 高 木 俊 明

富山市才覚地

289番地

監 事 大 開 守

同

八尾町新田 378番地

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年8月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

イータウン大広田 富山市中田一丁目211-15 ほか

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) アルビスルミネス店 富山市中田一丁目211-15 ほか

(変更後) イータウン大広田 富山市中田一丁目211-15 ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 代表取締役 池田 和男 射水市流通センター
水戸田三丁目4番地(変更後) アルビス株式会社 代表取締役 池田 和男 射水市流通センター
水戸田三丁目4番地 ほか1

4 変更の日 令和7年5月28日

5 変更の理由 店舗の名称および小売業者が決まったため

6 届出の日 令和7年8月12日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年8月27日から令和7年12月29日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
 - (2) (1)の事項の公表の可否
 - (3) 当該店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見及びその理由
-

